



# 栃木県公報

平成 27 年  
9 月 8 日(火)  
第2714号

## 目 次

<b>規 則</b>	
○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正	795
<b>告 示</b>	
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	795
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定	796
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定に係る変更	796
○土地改良区連合定款変更の認可	796
○道路の区域の変更	797
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗の変更の届出	797
○同	798
○開発行為の工事完了	799
<b>公安委員会</b>	
○質物の保管設備の基準に関する規則の制定	801
<b>調達等公告</b>	
○入札公告	802

## 規 則

### 栃木県規則第四十一号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月八日

栃木県知事 福田 富一

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則（平成二十年栃木県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「区域内」を「県の区域内」に改め、同条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

（市町村課）

## 告 示

### 栃木県告示第四百二十六号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。

平成二十七年九月八日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部林業振興課の款の次に次のように加える。

林業振興課及び森林整備課	栃木県森林整備加速化・林業再生交付金事業費補助金	木材需要の拡大、地域材の安定的かつ効率的な生産・供給体制の構築等のための地域の創意工夫を生かした取組を支援することにより、林業の成長産業化を図る。	栃木県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会の構成員のうち知事が適当と認めるものが森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱（平成二十七年二月三日付け二十六林整計第七百三十三号農林水産事務次官依命通知）及び栃木県森林整備加速化・林業再生交付金事業実施要領（平成二十七年二月十二日付け林振第五百三十五号の一環境森林部長通知）に基づき行う森林整備加速化・林業再生交付金事業に要する経費	知事が別に定める額	栃木県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会の構成員のうち知事が適当と認めるもの
--------------	--------------------------	---	--	-----------	--

(林業振興課)

栃木県告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成27年9月8日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
ほぷら薬局	小山市城東6-19-21	株式会社ウエルネス	平成27年9月1日	育成医療

栃木県告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年9月8日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類
第一調剤薬局 若木（第一調剤薬局）	小山市若木町1-5-30	株式会社 薬進	平成27年9月1日	育成医療及び更生医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改

良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

平成27年9月8日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 連 合 名	認 可 年 月 日
藤 沢 用 水 土 地 改 良 区 連 合	平成27年8月24日

(農地整備課)

栃木県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年9月8日から同年10月7日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月8日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮笠間線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
1	前	芳賀郡茂木町大字小貫字仏山3607-9から 芳賀郡茂木町大字小貫字仏山3607-3まで	10.4～13.8	76.8	
	後	芳賀郡茂木町大字小貫字仏山3607-9から 芳賀郡茂木町大字小貫字仏山3607-3まで	12.2～13.8	76.8	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 石末真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
62	前	真岡市堀内2051番から 真岡市中郷字中根北223番1まで	8.5～13.8	1451.0	
	後	真岡市堀内2051番から 真岡市中郷字中根北223番1まで	13.6～22.3	1451.0	

(道路保全課)

**公 告**

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届

出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成28年1月8日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年9月8日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
T A I R A Y A上三川店  
河内郡上三川町大字上三川4671番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社エコス  
東京都昭島市中神町1160番地1
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社エコス 代表取締役 岩谷 堯	株式会社エコス 代表取締役 平 邦雄	平成18年3月1日
大規模小売店舗の名称	ホームセンターセキチュー 上三川店	T A I R A Y A上三川店	平成27年9月15日
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び法人代表者の氏名	株式会社セキチュー 群馬県高崎市倉賀野町4531番地1号 代表取締役 関口 忠	株式会社エコス 東京都昭島市中神町1160番地1 代表取締役 平 邦雄	

- 4 届出年月日  
平成27年8月31日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成28年1月8日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年9月8日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
T A I R A Y A上三川店  
河内郡上三川町大字上三川4671番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社エコス  
東京都昭島市中神町1160番地1
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
駐輪場の位置	位置は図面のとおりに	位置は図面のとおりに	平成27年9月15日

荷さばき施設の位置	位置は図面のとおり	位置は図面のとおり
廃棄物等保管施設の位置	位置は図面のとおり	位置は図面のとおり
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻午前9時30分 閉店時刻午後8時	開店時刻午前9時 閉店時刻午後9時45分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後8時30分	午前8時30分から午後10時
駐車場の自動車の出入口の数	4ヶ所	5ヶ所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前8時から午前11時	午前6時から午後10時

(図面は省略する。)

## 4 届出年月日

平成27年8月31日

## 5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

## ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年9月8日

栃木県知事 福田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
(9-4工区) さくら市下河戸字西山野11番2、11番30の各一部、11番34、11番35の一部、11番37、12番3、12番7、12番8、12番10、12番14の各一部、12番16、12番18の一部、12番19の一部、12番20、12番26の一部、字裏山69番1、69番5、69番6の各一部、字富士山75番1の一部、75番3、75番4の一部、75番5、75番6の一部、75番7、76番4、76番6の各一部、76番8 (開発行為に関する工事) さくら市下河戸字山崎平8番1地先、字追越山2番24、2番26、2番38、2番39、2番40、2番41各地先、字西山野10番10、10番12、10番13、10番58、10番59、10番60、11番5、11番34、11番44、12番16各地先	東京都港区南青山二丁目1番1号	本田技研工業株式会社
(9-5-1工区) さくら市下河戸字西山野14番1、15番1、15	東京都港区南青山二丁目1番1号	本田技研工業株式会社

<p>番2の各一部、15番4、15番5、15番6、字入タヤ19番1、19番3の各一部、字桑木原20番、20番2、21番、字上タヤ22番、24番、字桑木原25番、26番、字桑木畑27番、字赤井ビ井山28番の一部、字桑木畑29番、29番2、30番1、30番2の各一部、字笹山31番11、31番13の各一部、31番14、31番15、31番16、31番17、31番21、31番22、31番23の一部、31番24の一部、31番25、31番27の一部、31番30、31番31の一部、31番32、31番33、31番34、31番36、31番38、字赤井ビ井山32番1の一部、32番15、32番17の一部、字上タヤ36番1、36番5、36番6の各一部、36番7、36番11の一部、字愛宕山55番、55番2、57番、58番1の各一部、58番2、58番3、59番1の一部、59番2の一部、59番3、59番4、字裏山60番1の一部、60番2、60番3、60番4の一部、60番5、61番1の各一部、61番2、61番3の一部、61番4、61番5、61番6、61番7の一部、61番8、61番9の一部、61番10、61番11の一部、68番1、68番2、68番3、68番5、68番6、68番7、68番8、68番9、68番10、68番11の各一部、68番12、68番13の一部、69番1、69番3、69番5、69番6の各一部、字富士山75番4、75番7の各一部</p>		
<p>(9-6工区)  さくら市下河戸字西山野10番7、10番8、10番48、10番49、10番50、10番51、10番52、10番53、11番7、11番8、11番9、11番10、11番11、11番12の一部、11番13、11番14、11番15、11番16、11番19、11番20、11番21、11番24、11番25の一部、11番26、11番27の一部、11番28、11番29、11番31の各一部、11番32、11番33の一部、11番35の一部、11番38、11番39、11番45、11番46、11番47、11番50、11番51、11番52、11番53、11番54、11番55、11番56、11番57、11番58、12番6の一部、12番9、12番11、12番12、12番14の各一部、12番15、12番19の一部、12番22、12番23、12番24、12番27、13番1の各一部、13番2、13番3、13番4、13番6の一部、13番9の一部、13番11、13番12、13番13、13番14、13番15の一部、13番17、13番18、14番1、14番2、15番1、15番2、15番8の各一部</p>	<p>東京都港区南青山二丁目1番1号</p>	<p>本田技研工業株式会社</p>
<p>(9-7工区)  さくら市下河戸字追越山2番5、2番8、2番9の一部、2番10、2番12、2番14、2番15、2番18の一部、2番19、2番20、2番</p>	<p>東京都港区南青山二丁目1番1号</p>	<p>本田技研工業株式会社</p>

<p>21、2番22、2番23、2番27、2番44、2番45、2番46、2番47の一部、2番48、2番49、2番50、2番53の一部、2番55、2番56、字西山野10番31、10番95、11番1、11番25の一部、11番27、11番28の各一部、12番2、12番23の一部、12番24の一部、12番25、12番27の一部、13番1、13番6の各一部、13番7、13番8、13番9の一部、13番10、13番15の一部、13番16、13番17の一部、13番18の一部、13番19、13番20、13番21、15番1の一部、15番2、15番7、15番8の各一部、字笹山31番2、31番35、31番39の各一部、鷲宿字七久保4192番83の一部</p>		
<p>(9-10工区)        さくら市下河戸字西山野11番2、11番12、11番29、11番30、11番31、11番33、11番35の各一部、11番36、11番37の一部、12番1、12番3の一部、12番6、12番7、12番8、12番9、12番10、12番11、12番12の各一部、12番13、12番14の一部、12番17、12番18の一部、12番19の一部、12番21、12番22の一部、12番26、12番27、14番1、14番2の各一部、字桑木原16番、17番、18番、字裏山60番4、60番5、61番3、61番9、61番11、68番1、68番3の各一部、68番4、68番5の一部、68番7、68番8、68番10、68番11、68番13の各一部、68番14、68番15、68番16、68番17、69番1の一部、69番2、69番3の一部、69番6の一部、69番7、69番8、字富士山75番4、75番6、75番7の各一部</p>	<p>東京都港区南青山二丁目1番1号</p>	<p>本田技研工業株式会社</p>

(都市計画課)

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第十四号

質物の保管設備の基準に関する規則を次のとおり定める。

平成二十七年九月八日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

#### 質物の保管設備の基準に関する規則

(目的)

**第一条** この規則は、質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、火災、盗難等の予防のために質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

**第二条** 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、近接する他の敷地内に設けることができる。

(規模)

**第三条** 保管設備の規模は、その営業の内容に応じて適正なものでなければならない。

(防湿構造)

第四条 保管設備の内部には、壁及び床を板張り構造とする等防湿上の措置を講じなければならない。

(防火設備)

第五条 保管設備の主要構造部(以下「主要構造部」という。)は、次のいずれかに該当する構造でなければならない。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第七号に規定する耐火構造
  - 二 土蔵造
  - 三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの
- 2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十二条第一項に規定する特定防火設備を設けなければならない。

(盗難予防設備)

第六条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等盗難防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備を設けなければならない。

- 2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、保管設備が営業所と同一の敷地内に設けられている場合において、営業所その他保管設備と同一の敷地内に設けられている施設に同様の装置があるときは、この限りでない。

(防そ設備)

第七条 保管設備の出入口以外の開口部には、金網等ねずみの侵入を防止するための設備を設けなければならない。

(特例措置)

第八条 現に質屋営業の許可を受けている者が、主要構造部の改修、建替え等のため当分の間に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備(以下「仮保管設備」という。)については、第二条、第三条及び前条の規定は、適用しない。

- 2 仮保管設備は、質物の保管状況に応じて適正なものでなければならない。
- 3 火災警報装置の設置その他の防火上の措置が講じられている仮保管設備の出入口以外の開口部については、第五条第二項の規定は、適用しない。
- 4 仮保管設備の出入口以外の開口部についての第六条第一項の規定の適用については、同項中「シャッター、鉄製扉等盗難防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備」とあるのは、「施錠設備」とする。
- 5 前各項の規定は、仮保管設備の使用を開始した日から起算して二年以内に限り、適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備及び質屋営業の許可を申請している者の当該申請に係る保管設備については、これらの保管設備の改修がなされるまでの間、第二条及び第六条第二項の規定は、適用しない。

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年9月8日

栃木県産業技術センター所長 伊 藤 日出男

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量 分析走査型電子顕微鏡 一式
  - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限 平成27年12月15日
  - (4) 納入場所 栃木県産業技術センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、精密機械類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年9月30日から同年10月9日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号  
栃木県産業技術センター管理部 電話028-670-3395
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年9月30日午後5時(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)  
イ 開札の日時及び場所 平成27年10月9日午前9時30分 栃木県産業技術センター相談室
- (3) その他  
入札説明書は、平成27年9月8日から同月18日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

### 4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他  
ア 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に栃木県産業技術センターで交付する仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
イ その他 詳細は、入札説明書による。

(工業振興課)